

鏡野町立鏡野中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月 改定

いじめに関する現状と課題

○本校では、いじめにつながるような人権意識の低い言動をとる生徒は少なくない。また、携帯電話等のSNSへの書き込みに起因する生徒間トラブルも増加傾向にある。生徒の携帯電話等の所持率は年々増加傾向にあり、その実態についてはアンケート等で把握するよう努めている。現在生徒指導委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組を今以上に推進するためには、教育相談等の分掌とも連携し学校全体で取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応・対処のために校内研修を充実させることも必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

○いじめ対策委員会を設置する。委員会は生徒指導委員会のメンバーにスクールカウンセラーの参加も得て、より効果的ないじめ問題の解決が図れるようにする。携帯電話等によるSNSの普及にともない、情報モラルに関する生徒への教育や保護者への啓発及び協力を仰いでいく。

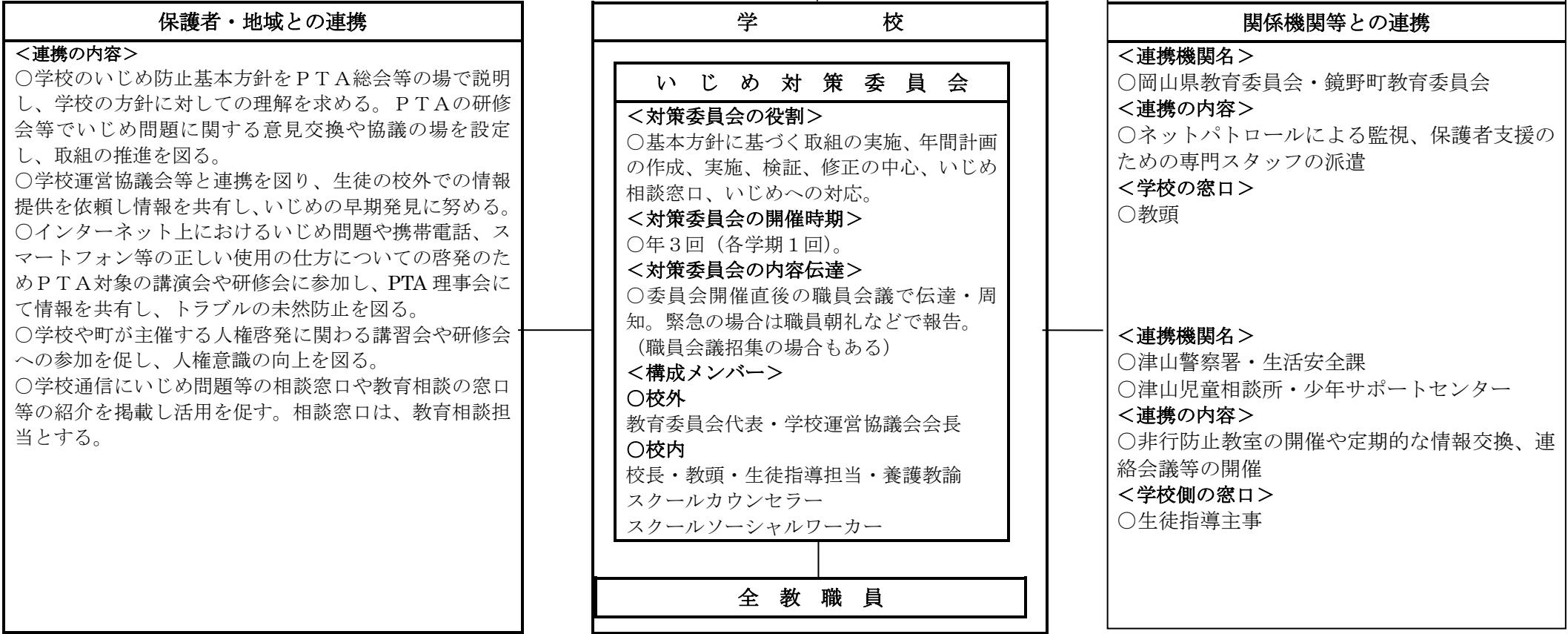
○学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、全ての生徒が安心して学習や学級活動に取り組めるように、学習規律や生活規律が定着する学校づくりを進める。

○教育相談コーディネーターとの連携を密にし、いじめの早期発見のためのアンケートを教育相談週間に合わせて実施するなどの工夫を図るとともに、得られた情報は教職員間での共有を図る。アンケートは、生活アンケートを毎月実施する。（教育相談実施時は、教育相談アンケート。長期休暇明けは、夏休み(冬休み)明けアンケートをもってこれに代える。）

＜重点となる取組＞

○心のアンケートや教育相談等による、いじめの早期発見、未然防止。

○生徒のインターネット利用状況を踏まえ、各学年で情報モラルに関する特設授業を計画、実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	（１）学び合い、認め合える学習環境と集団形成に努める。（学習規律・生活規律の確立） （２）自己有用感や居場所づくりを育む機会の設定と集団づくりに努める。 （３）生徒の自治的活動を大切にし、認め合う集団づくりに努める （４）道徳教育を通して、他を思いやる心の育成に努める。 （５）いじめ防止啓発に関する授業や活動を行う。 （６）常にいじめ防止や人間関係づくりに留意した教育実践を心がけ・研修・研鑽に努める。 （７）生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
② 早 期 発 見	（１）日頃の生徒理解・観察に心がける。 （２）定期的な教育相談の実施や心のアンケート等による全校生徒の実態把握。 （３）教職員間の情報交換を密にし、報告・相談・連絡を大切にする。 （４）けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。 （５）保護者や生徒から相談を受けやすい環境をつくる。
③ い じ め へ の 対 処	（１）いじめの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりするなど、発覚事案に対して事実関係の確認を行う。 （２）発覚事案に対処するために、いじめ対策委員会を開催する。 （３）いじめがあったと確認された場合は、被害生徒を守る観点から、本人及び保護者と相談して早期の安全な生活回復に努める。 （４）いじめた生徒に対して、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 （５）いじめ対策委員会では、教職員間の情報共有のもと、再発防止に向けての組織的な対応、指導を立案する。 （６）再発防止に向けた意図的・計画的な指導・活動を展開する。 （７）ネットいじめや犯罪行為等の重大な事案の場合は積極的に関係機関との連携を密にして対応する。 （８）いじめ解消の定義 ①いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月続いている。 ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。